報告第1号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記の とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

(処分事項)

三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定

令和2年6月5日提出

三田市長 森 哲 男

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例等の一部を改正する必要が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号

三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記の とおり専決処分する。

令和2年3月31日

三田市長 森 哲 男

(専決処分すべき事項)

三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定(別紙のとおり。)

(理由)

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例等の一部を改正する必要が生じたが、 施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第23号

三田市市税条例等の一部を改正する条例

第1条 三田市市税条例(昭和32年三田町条例第12号)の一部を次のように改 正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の 3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、 卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し 又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法 第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとす る製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第 1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

付則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」 を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を 同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第1 5条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第 15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を 同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第33項第1 号二」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同 条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号 ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第 2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、 同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第 2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33 項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項 とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第3 0項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15 条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条 第12項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第3 4項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項を削り、同条第17項中 「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第1 4項とし、同条第18項中「附則第15第45項」を「附則第15条第39項」 に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「附則第15条第47項」を 「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第20項を同 条第17項とする。

(三田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三田市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年三田市条例第3号)の 一部を次のように改正する。

第2条のうち、三田市市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。 付則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

付則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

付則第3条を次のように改める。

第3条 削除

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の三田市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度 以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税 については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」 という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び 同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定 資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法 附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課す る固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法 附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税に ついては、なお従前の例による。